

令和6年度吉野川市 パブリックコメントの募集予定

本市では、市民生活に広く影響を与える基本計画や基本方針などをつくる場合に、広く市民の皆さんにその素案を提示し、寄せられた意見を計画案などに反映させる「パブリックコメント」制度を採用しています。

令和6年度は、以下の案件について意見を募集する予定です。

案件名	募集予定期間
第3期吉野川市子ども・子育て支援事業計画	令和7年1月～2月

問い合わせ	市長公室 ☎ 22-2203 FAX 22-2244
-------	-------------------------------

『ふるさと対話集会』に 参加してみませんか

市長が市民と直接対話し、「市民の声」「市にゆかりのある方の意見」を市政に反映していくことを目的として、『ふるさと対話集会』を実施します。吉野川市のこれからのことについて、市長と語り合ってみませんか。団体や知り合い同士のグループでの参加をお待ちしています。

と き 7月以降
(後日、日程調整し開催します)

話し合いたい意見や伝えたい思いをお寄せください。吉野川市のこれからのまちづくりについて活動を深めたいことでもOKです(※要望を聞く場ではありません)。

対象者 ・市内に在住している方
・市内に在勤、在学している方

募集人数 1グループ5人～10人程度

申込期限 6月7日(金)

申込方法 参加申込書に必要事項を記入し、市長公室(本館3階)へ提出してください(郵送可)。実施要領、参加申込書は市長公室および各支所(川島・山川・美郷)に備え付けています。市ホームページでもダウンロードできます。



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ 申し込み	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1 市長公室 ☎ 22-2203 FAX 22-2244
---------------	--

企画提案型有料広告を募集します

本市では、新たな財源の確保や市民サービスの向上を図ることを目的として、民間企業などの自由な発想やアイデアを生かして、市が保有する財産等(施設、印刷物、物品など)を広告媒体として活用する企画提案を募集します。

募集する企画提案 提案者自らが広告主または広告代理店となって広告を掲載する提案

※ネーミングライツ(施設等命名権)は対象外。

広告掲載の対象物 原則、市が保有する全ての財産等(施設、印刷物、物品など)

【広告例】市役所玄関マット、受付カウンター下、カウンター上部(マット)、アクリルボード上部など

広告の掲載期間 最長3年(月単位も可)

広告掲載料

【年額】120,000円以上(税込)

【月額】10,000円以上(税込)

募集期間 随時受け付け

提出書類や募集要項など、詳細は市ホームページにて確認してください。



市ホームページ
二次元コード



問い合わせ	市長公室 ☎ 22-2203 FAX 22-2244
-------	-------------------------------

就学援助費支給制度

経済的な理由で、子どもに義務教育を受けさせることが困難な世帯に、学校教育に必要な費用の援助を行っています。

小・中学校に通う子どもの保護者が、生活保護法に規定する要保護者(生活保護者)に準ずる程度に困窮している世帯が対象です。

援助を希望される方は、通学する学校へ相談してください。

なお、認定については、世帯の所得状況などにより、就学援助認定委員会で決定されます。

問い合わせ	各小・中学校または市学校教育課 ☎ 22-2273 FAX 22-2270
-------	--

人権課からのお知らせ

■2024年度吉野川市人権教育推進協議会総会 および講演会

と き 4月26日(金)
総会 午前10時30分から(理事のみ)
講演会 午前11時から(60分程度)
※講演会はどなたでも参加可能です。

ところ 市役所 本館3階大会議室
(総会・講演会ともに)

講演会について

講師 吉田 修先生(外科医、さくら診療所とNPO法人TICOを運営)

演 題 生存権のための未来の選択

参加費 無料

申込方法 電話、FAXまたはEメール

申込締切 4月19日(金) 午後5時

問い合わせ 申し込み	人権課・人権教育推進協議会 ☎ 22-2229 FAX 22-2260 Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp
---------------	--

国民健康保険の適正な届け出にご協力ください

■国民健康保険の資格(加入・脱退)に関する 届出について

●国民健康保険への加入(資格取得)の届出が必要な場合

国民健康保険は、74歳までの方で社会保険(健康保険、船員・共済保険を含む)の被保険者およびその被扶養者を除く、全ての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入ができなくなった場合、国保に加入する必要があります。加入の届出が遅れても社会保険の資格喪失日まで遡って国民健康保険税が課税されることとなりますので、早めに手続きをしましょう。

届出時、必要なもの

- ・社会保険の資格が無くなった証明書(資格喪失証明書など)
- ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- ・委任状(住民票上一世帯以外の方が手続きをする場合)

●国民健康保険の脱退(資格喪失)の届出が必要な場合

就職などにより社会保険に加入された方(社会保険証所持者)は、国保の資格喪失届が必要です。届出をしないと、国民健康保険税と社会保険料を

■2024年度第1回
LGBTQコミュニティスペースのご案内
LGBTQ(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニングなど)の当事者や家族、パートナー、友人・支援者など、どなたでも参加できるコミュニティスペース(交流会)を開催します。

と き 6月1日(土)
午前10時30分から(90分程度)

ところ 市役所 東館2階221会議室

ゲスト 翔希さん(吉野川市出身)

参加費 無料

申込方法 電話、FAXまたはEメール
※開催日3日前までに人権課へ連絡してください。

※要事前申込

※秘密厳守

二重に納める状態になってしまいます。また、社会保険の資格があるにもかかわらず国民健康保険で医療機関などを受診した場合、後日、医療費などの請求をすることがありますので、忘れずに手続きをしましょう。

届出時、必要なもの

- ・新しい保険証(脱退する全ての人の分)
- ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- ・委任状(住民票上一世帯以外の方が手続きをする場合)

■社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがありますので扶養認定ができるかどうか、勤め先にご相談ください。

■申告を忘れずに

国民健康保険に加入している方は、所得申告が必要で、申告をしないと、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、医療費の限度額等適用申請時の判定ができない場合があります。

■届出窓口

市民生活課または各支所(川島・山川・美郷)

問い合わせ	市民生活課 ☎ 22-2210 FAX 22-2245 国保年金課 ☎ 22-2213 FAX 22-2243
-------	---